

地方自治法施行令第 167条の 2 第 1 項第 3 号に規定する障害者施設等に
準ずる者の認定に関する取扱要領

(目的)

第 1 この要領は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 2 第 1 項第 3 号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所（以下「障害者施設等」という。）に準ずる者の認定に関する取扱いについて定めることを目的とする。

(認定対象者)

第 2 障害者施設等に準ずる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、長野市内に住所又は所在地を置き、市長の認定を受けた者とする。

(1) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 2 条第 2 項第 3 号に規定する特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所

(2) 障害者優先調達推進法第 2 条第 3 項に規定する在宅就業障害者

(3) 障害者優先調達推進法第 2 条第 4 項に規定する在宅就業支援団体

(4) 障害者施設等及びこれに準ずる者として認定した者に物品及び役務の調達を斡旋し又は発注者との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行い、契約の主体となる障害者支援施設等共同受注窓口

(認定の申請)

第 3 前条の認定を受けようとする者は、障害者施設等に準ずる者の認定申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

(認定の方法)

第 4 市長は、前条の申請があったときは、あらかじめ、2 名以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、その内容を審査し、適当と認めるときは障害者施設等に準ずる者として認定するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき認定したときは障害者施設等に準ずる者の認定通知書（様式第 2 号）により、認定しないこととしたときは障害者施設等に準ずる者の認定却下通知書（様式第 3 号）により、当該申請者に通知するものとする。

(認定の期間)

第 5 前条第 1 項の規定による認定（以下「認定」という。）の期間は、当該認定をした日から当該認定をした日以後 2 年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(認定事項の変更等)

第 6 認定を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに障害者施設等に準ずる者の認定事項変更等届（様式第 4 号）により市長に届け出なければならない。

(1) 施設等の名称、所在地、代表者等の認定の申請をした事項に変更が生じたとき。

(2) 第 2 条各号のいずれかに該当する者でなくなったとき。

(認定の取消し)

第7 市長は、認定を受けた者が次のいずれか該当したときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号のいずれかに該当する者でなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により認定を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 重大な法令違反等不正な行為があったと認められるとき。

(実地調査等)

第8 市長は、必要があると認めるときは、認定を受けた者に対して、障害者施設等に準ずる者の認定申請書又はその添付書類に記載された障害者の雇用状況等の内容について、実地の調査又は説明を求めることができる。

附 則

この要領は、平成28年2月1日から施行する。

様式第1号（第3関係）

障害者施設等に準ずる者の認定申請書

平成 年 月 日

長野市長 宛

所在地
名称
代表者氏名

㊞

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する障害者施設等に準ずる者の認定に関する取扱要領第3の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類は、事実と相違ないことを誓約します。

(フリガナ)		
事業所名		
担当者	部署 職・氏名	
	電話 ファックス E-mail	
事業所 概要	営業種目	
	入札参加資格 登録番号	
登録物品 又は役務	物品・役務の内容	

<添付資料>

- 1 定款（個人事業主は除く。）
- 2 事業所概要（パンフレット等）
- 3 登録物品・役務の概要（パンフレット・写真等）
- 4 取扱要領第2各号のいずれかに該当することを証する書類
 - ・特例子会社の場合は「厚生労働大臣の認定証の写し」
 - ・重度障害者多数雇用事業所の場合は「障害者雇用状況計算書」
- 5 その他必要と認める資料

様式第2号（第4関係）

平成 年 月 日

様

長野市長 加藤久雄 ㊟

障害者施設等に準ずる者の認定通知書

平成 年 月 日付けで申請があった障害者施設等に準ずる者の認定について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する障害者施設等に準ずる者の認定に関する取扱要領第4第1項に基づき下記とおり認定しましたので通知します。

記

- 1 認定年月日
- 2 認定番号

様式第3号（第4関係）

平成 年 月 日

様

長野市長 加藤久雄 ㊟

障害者施設等に準ずる者の認定却下通知書

平成 年 月 日付けで申請があった障害者施設等に準ずる者の認定について、下記のとおり認定しないこととしたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する障害者施設等に準ずる者の認定に関する取扱要領第4第2項の規定により通知します。

記

1 認定却下理由

様式第4号（第6関係）

障害者施設等に準ずる者の認定事項変更等届

平成 年 月 日

長野市長 宛

所在地
名称
代表者氏名

㊞

平成 年 月 日付け、認定番号第 号で認定を受けた障害者施設等に準ずる者の認定について、次のとおり変更等が生じたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する障害者施設等に準ずる者の認定に関する取扱要領第6の規定により、届け出ます。

変更等年月日	
変更等の内容	
変更等の理由	